

感染症予防及びまん延防止のための指針

社会福祉法人苫小牧市社会福祉協議会

指定居宅介護支援事業所

指定訪問介護事業所

指定障がい者居宅介護事業所

本指針の目的

この指針は、社会福祉法人苫小牧市社会福祉協議会が運営する介護・障がいサービス事業において感染症が発生し、まん延しないように防止することを目的とする。

1. 事業所における感染症予防防止及びまん延防止のための基本的考え方

当事業所における感染症予防及びまん延防止のために必要な措置を講じる体制を整備し、職員の安全を確保するために必要な対策を実施する。

2. 注意すべき主な感染症

(1) 利用者及び職員にも感染が起こり、媒介者となりうる感染症

インフルエンザ、新型コロナウイルス、感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、腸管出血性大腸菌感染症等）、疥癬、結核等

(2) 感染抵抗性の低下した人に発生しやすい感染症

メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症（MRSA 感染症）、緑膿菌感染症等

(3) 血液、体液を介して感染する感染症

肝炎（B型肝炎、C型肝炎）等

3. 感染症発生時の具体的対応

感染症が発生した場合、事業所は利用者等の生命や身体に重大な影響を生じさせないよう、利用者等の保護及び安全の確保等を最優先とし、迅速に次に掲げる措置を講じる。

(1) 発生状況の把握

(2) 感染拡大の防止

(3) 医療措置

(4) 苫小牧市等への報告

(5) 保健所及び医療機関との連携

4. 感染症対策委員会の設置

- (1) 当事業所では、感染症及びまん延防止のための対策を検討するために、感染症対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。また、委員会の委員長は事務局長、副委員長を総合支援室長とする。
- (2) 委員会の委員は、くらし支援課長及び管理者、主任、その他委員長が必要と認める者とし、運営担当者はくらし支援課長とする。
- (3) 委員会は利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6か月に1回以上、定期的に開催するものとし、委員長指示の下、担当者が招集する。検討結果を職員に対して周知する。
- (4) 委員会は、次の掲げる事項について検討する。
 - ①感染症の予防体制の確立に関すること
 - ②指針・マニュアル作成に関すること
 - ③職員を対象とした感染予防研修の実施に関すること
 - ④利用者の感染症等の既往の把握
 - ⑤利用者・職員の健康状態の把握
 - ⑥感染症発生時の対応と報告
 - ⑦感染症対策実施状況の把握と評価

5. 職員に対する研修の実施

- (1) 事業所は勤務する職員に対し、感染症対策の基礎的内容等の知識の普及や衛生管理の徹底や衛生的ケアの励行を目的とした研修を次のとおり実施する。
 - ①新規採用者に対して、新規採用時に感染対策の基礎に関する教育を行う。
 - ②介護事業所全職員を対象に、感染対策に関する定期的研修を年1回以上行う。
 - ③感染症が発生した場合に備えた訓練（シュミレーション）を年1回以上行う。
- (2) 感染対策の研修や訓練の実施内容については、研修内容、実施概要、出席者等を記録し保存することとする。

6. その他

- (1) 事業所は、一定の場合を除き、利用予定者が感染症や既往があっても、原則としてそれを理由にサービス提供を拒否しないこととする。
- (2) 指針及び感染症等対策に関するマニュアル類等は委員会において、定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。

(付則)

この指針は令和6年4月1日より施行する。